

添付書類が 必要です！

神奈川県発注工事受注者の皆様へ

今年度より、競争参加資格確認申請の際に、添付書類が必要になりました。

詳細につきましては、『入札公告兼入札説明書の 2 競争参加資格確認申請及び資本関係又は人的関係申告書の提出』をご覧ください。

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件工事の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓約事項

当社（私）は、本件工事の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
〔※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県内の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 3 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
〔※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県内の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 社会保険等加入建設業者であること。
〔※ 社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険を言います。加入の義務がない場合は除きます。〕
- 7 本件工事が技術者を専任で配置しなければならない場合、専任で配置できる技術者を有していること。

2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも（その時点では細部にわたる資格確認はしていません。）、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

3 経常建設共同企業体の申請について

経常建設共同企業体として取得したICカード以外は認められません。

< 入札公告 兼 入札説明書 >

次のとおり、工事番号「平土76」の工事について条件付き一般競争入札を行います。

本件は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数あった場合、試行として、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者に対して入札参加資格の審査を行いますので、ご了承ください。

令和2年1月7日

神奈川県平塚土木事務所長 相原 久彦

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します（共同企業体の場合はすべての構成員）。

(1) 各工事に共通する事項

ア 神奈川県の競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。

イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。

ウ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

エ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

カ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

キ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

ケ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等と親会社等の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更正会社である場合は除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)と(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 工事別事項

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請及び資本関係又は人的関係申告書の提出

(1) 入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「工事別発注概要書」に記載した期限までに、「神奈川電子自治体共同運営電子入札システム」（以下「か

ながわ電子入札共同システム」という。)により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

(※ 「参加資格要件をご確認ください」のメッセージが出た場合でも資格を備えていることが自己確認できた場合は、「入札担当部署」に連絡した上で申請してください。公告日以前のデータで準備されているため、その後資格を備えた場合等にもメッセージが出ることがあります。)

(※ 経常建設共同企業体の申請は、経常建設共同企業体として取得したICカード以外は認められません。)

(※ ICカードの不正使用が判明したときは、当該案件への入札参加資格の取消しや入札書の無効等となりますので、ご注意ください。)

(2) 競争参加資格確認申請の際に、添付書類として「資本関係又は人的関係申告書」(以下「申告書」という。)を提出してください。申告書は、資本関係又は人的関係の有無にかかわらず提出する必要があります。

なお、入札担当部署において、「1」の(1)のロの基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

また、入札書の提出期限までに申告書が提出されなかった場合は、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、未提出者の入札は無効となります。

詳細については、下記の県のホームページにある「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」をご覧ください。

[\(http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/\)](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/)

3 競争参加資格確認通知

「かながわ電子入札共同システム」により所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので、ご注意ください。

4 資格がないとされた者の説明要求

「かながわ電子入札共同システム」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して6日以内(土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間(8月11日から8月16日まで)・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。(以下「閉庁日等を除く。」という。))に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内(閉庁日等を除く。)に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日(閉庁日等を除く。)以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明請求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

(様式集) <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>

5 入札書の提出

(1) 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により「工事別発注概要書」に記載した期間に提出してください。

(2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。)

(3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内(最低制限価格以上)の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日(閉庁日等を除く。)以内に通知書を発行します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

(4) 入札書の提出の際、入札金額の内訳書(以下「内訳書」という。)を添付してください。

内訳書の様式は設計図書とともに配布しますので、必ず配布された様式を使用してください。
なお、発注者からの要請があったときは、その指示に従ってください。

6 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。(注) 落札候補者に対してはファックス等で連絡の上、競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

(注) 最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

7 疑義等申立期間

本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に(閉庁日等を除く。両日とも17時00分まで)、工事費内訳書(土木工事については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書)(建築工事等については、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書)等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。(必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。)求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。

ただし、入札が不調となった場合は、疑義等申立制度の対象としません。

8 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、翌日(閉庁日等を除く。)の17時00分までに次の書類を「入札担当部署」あてにファックス又は持参により提出してください。

- (1) 競争参加資格確認申請期限において、健康保険、年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入していることを確認するため、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(経営事項審査受審後に加入した場合は加入を確認できる書類)
- (2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類(建設業許可申請書及び専任技術者証明書(共に副本)の写し)
- (3) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

ア 技術者の配置

- (ア) 配置予定技術者届(資格設定により専任又は非専任)

(様式集) (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

※ 主任技術者の兼務を希望する場合は、兼務の相手方となる工事の発注者の収受印の押印を受けた「専任を要する主任技術者の兼務届出書」

詳細については、下記の県のホームページにある「配置予定技術者(主任技術者等)の専任要件の緩和について」をご覧ください。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/>)

- (イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係(請負金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の場合は直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係)にあることが確認できる書類

ただし、当該技術者が「被災された方」である場合については、競争参加資格確認申請時に雇用関係にあることが確認できる書類及び経歴書

(様式集) (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

※ 「被災された方」とは、次の①又は②に該当する方で、過去の公共機関発注の工事で主任技術者等としての経験を有する方です。

- ① 東日本大震災により被災され避難を余儀なくされた方(平成23年3月11日の時点で岩手、宮城、福島県の3県に居住されていた方)
- ② 福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた方(原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に居住されていた方)

(例) 監理技術者資格者証、健康保険被保険者証又は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等(※)の写し

(※) 「雇用保険被保険者資格取得確認等通知書」を提出する者においては、雇用期間を当該通知書中の「確認(受理)通知年月日」により確認します。
ただし、「確認(受理)通知年月日」が「被保険者となった年月日」から15日以内の場合には、「被保険者となった年月日」から雇用されていた者とみなします。

ただし、当該技術者が「被災された方」である場合については、次の①及び②の書類を提出してください。

- ① 被災地等における居住の証明(次のうちいずれか1つ)
 - ・ 被災証明書
 - ・ 被災証明書等の被災時の住所を証明する書類(写し可)
- ② 建設業者との雇用関係の証明(次のうちいずれか1つ)
 - ・ 雇用保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
 - ・ 健康保険被保険者証(「事業所名称」の記載のあるもの)の写し

(ウ) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合はその裏面)の写し

(エ) 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し(技術検定合格証明書等)

イ 同種工事の実績

(ア) 同種工事实績届

神奈川県発注工事を優先的に記載してください。

(様式集) (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

(イ) 資格要件とされた内容(規模・工法等)及び完成を確認できる書類

(例) CORINS(コリンズ)の竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書(任意様式)等の写し

(様式集) (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

(4) その他「工事別発注概要書」等により指示のあった書類

9 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日(閉庁日等を除く。)以内に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内(閉庁日等を除く。)に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日(閉庁日等を除く。)以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明請求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

(様式集) (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を(仮)契約締結と同時に納付するものとします(ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です。)。ただし、神奈川県債証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。)若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

11 その他

(1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札

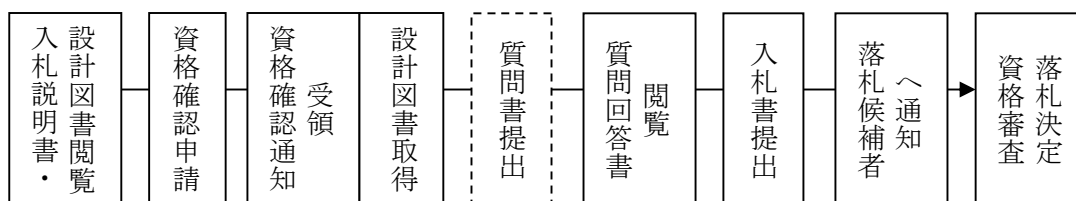
者の負担とします。

また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
 - エ 入札書の提出の際に添付する内訳書の内容に不備があると判断された場合の入札
 - オ 「2」の(2)に基づく申告書を提出しなかった者が行った入札
 - カ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (6) 「5」の(4)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。
- (7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (8) 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定に該当するもの（予定価格の金額が6億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）は、神奈川県議会の議決を要します。

議会の議決までに、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は神奈川県指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないこととします。
- (9) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (10) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (11) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「入札担当部署」にお問い合わせください。
- (12) 社会保険等に加入している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。詳細は、「工事別発注概要書」をご確認ください。
- (13) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。
- (14) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

12 入札手続の流れ



工事別発注概要書【社会貢献】

工事番号	平土76	
工事名	令和元年度 道路改良工事 公共(その4) 県単(その7)	
工事場所	県道63号(相模原大磯) 平塚市片岡 地内	
工事概要	護岸工事 施工延長:L=16.5m ・護岸工A=156m ²	
工種	土木一式工事	
完成期限	令和2年5月29日	
最低制限価格	設定する。 (最低制限価格率については、「神奈川県公共工事等における最低制限価格の取扱要領」の「最低制限価格率(%)算出の具体式」を用いる。 ※ 平成29年7月14日以降に公告する工事については、最低制限価格率(%)算出の具体式が変更されましたので、必ず次の県のホームページで詳細をご確認ください。 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html)	
契約後VE提案	実施しない。	
競争参加資格	企業形態	単体企業
	登録業種	土木一式
	知事が認定した等級格付(又は総合点数)及び所在地等	【社会貢献企業対象】 ○本店が平塚市、大磯町又は二宮町内で、上記工種がB、C又はD等級で、次の要件を満たす者。 ・神奈川県平塚土木事務所長と「地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定」を締結している関係団体に加入し、令和元年度における工事施工区間又は区域を定められている者。
	特定建設業許可	—
	配置技術者	●次の要件をすべて備える主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置すること。(橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作期間を除く。) ・原則として、営業所の専任技術者でないこと。 ・監理技術者の場合は、上記「工種」に係る監理技術者資格者証を有すること。また、監理技術者講習修了証の交付若しくは監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があること。 ・主任技術者の場合は、上記「工種」に係る資格を証明できる書類(技術検定合格証明書等)を有すること。 ・競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。ただし、当該技術者が「被災された方」である場合については、競争参加資格確認申請時に雇用関係にあればよいこととする。 ●技術者が建設業法施行令第27条の規定(請負金額が3,500万円以上(建築一式工事は、7,000万円以上))により専任であることを要する場合に限り、次の要件を備えること。 ・上記の直接的かつ恒常的な雇用関係については、3か月以上の期間を有すること。 ・契約時に他の工事(※1を適用する場合は当該工事以外の工事)に従事していないこと。(工場製作期間がある工事を除く。) 落札候補者は、契約時には他の工事(※1を適用する場合は当該工事以外の工事)に従事しない旨の誓約書を提出してください。(誓約書は、下記の様式集からダウンロードしてください。 (様式集) (http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html) CORINS(コリンズ)の登録内容確認書等により他の工事に従事していないことを確認した後、契約を締結します。契約を締結できない場合、指名停止の対象となることがあります。

	<p>※1 <u>主任技術者については、一定の条件を満たす工事において、兼務が認められます。また、主任技術者が兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合においては、一定の条件において、現場代理人の兼務が認められます。</u> <u>詳細については、下記の県のホームページにある「配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件の緩和について」をご覧ください。</u> (http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/)</p> <p>※ 経常建設共同企業体の場合は、代表構成員が主任技術者又は監理技術者を、その他の各構成員が主任技術者を配置すること。</p> <p>※ 他の入札案件を落札したこと等により予定の技術者を配置できなくなった場合は、落札候補者として審査書類を提出するまでに連絡すること。</p> <p>※ 「<u>落札候補者が提出する雇用関係にあることが確認できる書類</u>」及び「被災された方」については、入札公告兼入札説明書の8(3)ア(i)をご参照ください。</p>
同種工事の実績	—
完成工事高	—
現場代理人	<p>本件工事の契約金額（税込み）が2,500万円（建築工事にあつては1,000万円）未満で、次の1から4の条件のすべてを満たす場合には、現に他の工事の現場代理人である者を、本件工事の現場代理人として兼務させて配置することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者との連絡に支障をきたさないようにすること。 2 現に現場代理人である工事は、神奈川県発注の工事であること。 3 現に現場代理人である工事の契約金額（税込み）は、2,500万円（建築工事にあつては1,000万円）未満であること。 4 現に現場代理人である工事の発注者が、本件工事の現場代理人兼務を承認すること。 <p>現に現場代理人である者を、本件工事の現場代理人として兼務させて配置する場合は、落札候補者の資格審査書類として、現に現場代理人である工事の発注者の承認を受けたことを確認できる書面（現場代理人兼務届）を提出すること。</p> <p>※ <u>現場代理人の常駐義務について、主任技術者の兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合に限り、2,500万円以上（建築工事の場合は、1,000万円以上）の工事においても、連絡員を定めることを条件に、2件まで兼務を認めます。</u></p> <p>詳細については、下記の県のホームページにある「配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件の緩和について」をご覧ください。 (http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/)</p>
労働福祉	<p>退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。</p> <p>（経常建設共同企業体の場合はすべての構成員）</p>
社会保険等	<p>社会保険等に参加している者であること。</p> <p>（健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務がない者を除く。）</p>
その他	<p>「(平土1003)令和元年度 道路改良工事 公共(その3) 県単(その5)」、「(平土13)令和元年度 道路改良工事 公共(その1) 県単(その1)」のいずれかを契約している者は、本件を落札できない。</p>

<p>競争参加資格確認 申請期限及び通知日</p>	<p>申請期限 令和2年1月9日（17時00分）まで 「かながわ電子入札共同システム」により、必ず「資本関係又は人的関係申告書」をファイル添付した上で申請してください。</p> <p>※ 申請することにより、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなされますので、資格をよく確認した上で申請してください。</p> <p>※ 申告書は、資本関係又は人的関係の有無にかかわらず、必ず提出してください。 (申告書は、下記の様式集からダウンロードしてください。 (様式集) (http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html))</p> <p>※ 経常建設共同企業体の申請は、共同企業体として取得したICカード以外は認められません。</p> <p>※ 参加資格については、電話でお問い合わせください。</p> <p>※ <u>代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加するなど、ICカードの不正使用が判明したときは、入札参加資格の取消しや入札の無効等となりますので、ご注意ください。</u> 詳細は、次の県のホームページで「電子入札運用基準」をご確認ください。 (http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/kiyaku.html)</p> <p>※ <u>代表者の変更に伴うICカードの更新手続中など、「かながわ電子入札共同システム」の利用ができない場合には、「入札担当部署」に電話でお問い合わせください。</u></p> <p>確認通知日 令和2年1月14日 ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので、ご注意ください。</p>
<p>設計図書(現場説明書を含む)の取得方法等</p>	<p>競争参加資格が「有る」方を対象とし、競争参加資格確認通知書に添付します。 また、入札書とともに提出する内訳書の様式も添付しますので、入札書の提出の際に、必ず添付された様式を使用してください。 ファイルはZIP形式で圧縮されておりますので、ご使用のパソコンに保存してから展開してご覧ください。</p> <p>※ 閲覧は入札書提出期限日（17時15分）まで「入札担当部署」で行います。 ただし、複写、貸出しは行いません。</p>
<p>設計図書に関する 質問及び回答</p>	<p>質問期限内に下記のアドレスに電子メールを送信してください。 (「かながわ電子入札共同システム」ではありません。)</p> <p>※ <u>「質問書(県土整備局様式)」は、下記様式集からダウンロードしてください。</u> (様式集) (http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html)</p> <p>※ 電子メールの「件名」には工事番号(又は工事名)を記載してください。</p> <p>※ <u>電子メールの「本文」には、工事番号(又は工事名)及び質問者名・連絡先(電話番号)のみ入力し、質問文面は添付する「質問書(県土整備局様式)」に記載してください。</u></p> <p>※ 質問文面には会社名を記載しないでください。</p> <p>※ <u>「質問書(県土整備局様式)」を電子メールに添付して送信してください。</u></p> <p>※ やむを得ない場合は、直接お問い合わせください。 メールアドレス hirado.1912.dorotoshi@pref.kanagawa.jp 電 話 0463-22-2711(代)内線4087・4089(道路都市課 街路公園班)</p> <p>質問期限 令和2年1月20日（17時00分）まで (2回目の質問期間は設けていません。)</p> <p>回答日 令和2年1月23日 「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供します。</p> <p>※ 質問しなかった方も必ず確認してください。</p> <p>※ 質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。</p>
<p>入札書の提出期間</p>	<p>令和2年1月27日（8時30分～20時00分）及び 令和2年1月28日（8時30分～17時00分） (入札書(添付された内訳書も含む。)の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。)</p>

開札予定日	<p>令和2年1月29日</p> <p>開札後、全員に保留通知が届きますのでご承知おきください。</p> <p>保留通知日の翌日から3日目（閉庁日等を除く。）以降に、落札候補者にはファックス(等)で連絡しますので、都合の良い時間に確認してください。</p> <p>ただし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。</p> <p>※ くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。</p> <p>(なお、開札状況（第3順位までの金額）は「かながわ電子入札共同システム」の入札状況一覧からご覧いただけます。)</p>
疑義等申立期間	<p>本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に（閉庁日等を除く。両日とも17時00分まで）、工事費内訳書（土木工事については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書）（建築工事等については、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書）等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。（必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。）求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。</p> <p>ただし、入札が不調となった場合は、疑義等申立制度の対象としません。</p>
支払条件	<p>(1) 前金払</p> <p>保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の100分の40以内の前金払を行います。</p> <p>保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の100分の20以内の中間前金払を行います。</p> <p>(2) 部分払</p> <p>出来高に応じて支払います。部分払いの回数は、契約期間を通じて1回以内とします。</p>
その他	<p>原則として、社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方としてはならない。一次下請業者が社会保険等に加入していることが確認できない場合は、ペナルティ措置の対象となります。詳細は、次の県のホームページをご確認ください。</p> <p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p866474.html</p>
入札担当部署 (入札手続に関する 問合せ先)	<p>神奈川県平塚土木事務所 工事契約課</p> <p>電話 0463-22-2711 (代) 内線4023~4025</p> <p>ファックス 0463-24-0488</p>
電子入札操作に関する 問合せ先	<p>コールセンター（平日 9時00分～17時00分）</p> <p>0120-921-182（フリーコール）</p>

くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の順位を決定し、その順位に従って審査を行います。
なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋以下をご参照ください。

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ①抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。

（くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします）

- ②くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに1を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x+y) \div z = m \cdots n$ 当選数 = $n + 1$

（例） $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り2

当選数 = $2 + 1 = 3$

- ③「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝^注落札者」とします。

※同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は1名です。

注：上記枠中の落札者を、第1順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に2を加算した者を第2順位の落札候補者、3を加算した者を第3順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。
第2順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。
なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。
- 3 第1順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていることが確認できた場合は落札とし、落札者決定通知書を発行します。
- 4 第1順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていることが確認できなかった場合は、第2順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、3と4を繰り返します。
なお、第2順位以降の落札候補者が落札者となった場合、電子入札システムでの以後の手続きが行えなくなるため、落札決定通知等はファックス（等）で送付しますので、ご了承ください。